**人材ソリューション・プログラム「ベンチャー・ドライブ」**

**人材受入希望エントリーシート**

　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな企業名 |  |
| 代表者役職・氏名 | **㊞** |
| 本社所在地 |  〒 |
| 大阪市内の事業所 | 名称 |  |
| 所在地 |  〒 |
| 連絡担当者 | 氏名 |  |
| 部署（役職） |  |
| TEL |  |
| FAX |  |
| E-mail |  |

**【企業概要】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設立年月 | 　　　年　　　月 | 業　種 |  | 資本金 | 千円 |
| 業務内容 |  |
| 主要取引先 |  |
| 従業員等 | 役員　　　　　名　、従業員　　　　　名　、パートタイマー　　　　　名 |
| WEB (URL) |  |

**【希望内容等】**

１．人材受け入れの目的

|  |
| --- |
|  |

２．希望される人材受け入れの形態（□にチェックを入れてください。複数選択可。）

|  |  |
| --- | --- |
| 希望する形態 | 備考 |
| □ 大企業等からの期間限定での派遣受け入れ | 希望する期間（　　　　　　　　） |
| □ 大企業等からの転籍の受け入れ | 想定される役職（　　　　　　　） |
| □ 兼業・複業を行う人材の受け入れ |  |
| □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |  |

３．受け入れる人材の担当業務内容（想定）

|  |
| --- |
|  |

４．人材受け入れにより期待される効果

|  |
| --- |
| （受け入れた人材にとって） |

|  |
| --- |
| （自社にとって） |

５．候補人材や送り出し企業に対してアピールできるポイント

|  |
| --- |
|  |

**【その他　確認事項】**

**１．誓約事項**

・代表者、役員又は従業員が大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2 号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

□　　**上記に掲げる事項を誓約します。**　（ □ にチェックを入れてください）

**２．同意事項**

・本エントリーシートに記入した情報について、本事業の推進のため、大阪市、公益財団法人大阪産業局及びティーエスアイ株式会社が共同で利用すること。

・本プログラムの利用に際して事務局の指示に従うこと。

・本プログラムの利用にあたり必要な実費を負担すること。

・候補人材及び受け入れ人材の個人情報について、各種適用法令及びガイドラインを厳守すること。

・候補人材及び受け入れ人材に対して、送り出し企業との協議の範囲を超えて自社での雇用等の勧誘を行わないこと。

・送り出し企業の知的財産（知的財産基本法第２条第１項に規定する「知的財産」をいう。）について、送り出し企業の同意なく利用又は第三者に開示しないこと。

・上記誓約事項及び本同意事項の記載のいずれか１つにでも違反した場合は、本プログラムの利用を停止することがあること。

・本プログラムへの参加（登録が認められなかったことを含む。）、本プログラムの利用（本プログラムへの登録後に理由の如何を問わず利用が認められなくなったことを含む。）及び人材の受け入れ（人材を受け入れることができなかったことを含む。）により生じたいかなるトラブル・損害等について、大阪市、公益財団法人大阪産業局及びティーエスアイ株式会社は一切責任を負わないこと。

□　　**上記に掲げる事項に同意します。**　（ □ にチェックを入れてください）

（参考）

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

|  |
| --- |
| 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。(2)　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。(3)　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。 |

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

|  |
| --- |
| 第3条　条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。(1)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者(2)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者(3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者(4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者(5)　事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるものア　事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるものエ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者(6)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者 |